

2026年7月1日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
サッポロビール株式会社
代表取締役社長 時松 浩

当社は、2025年12月24日付け吸収合併契約書に基づき、2026年7月1日を効力発生日として、当社を存続会社、サッポロビール株式会社（以下「消滅会社」といいます。）を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行いました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2026年7月1日
2. 消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による
手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 消滅会社は、当社の100%子会社であったため、会社法第784条の2の規定に基づく該当事項はありません。
 - (2) 消滅会社は、当社の100%子会社であったため、会社法第785条の規定に基づく株式買取請求をした株主はありませんでした。
 - (3) 会社法第787条の規定は、消滅会社において新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 会社法第789条の規定に基づき、2025年12月25日付の官報および日刊工業新聞により公告しましたが、異議申述期限までに本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）
 - (1) 本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第796条の2の規定に基づく該当事項はありません。
 - (2) 本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第797

条の規定に基づく該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定に基づき、2025 年 12 月 25 日付の官報および電子公告により
公告しましたが、本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法
施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、2026 年 7 月 1 日をもって、消滅会社から資産、負債などその権利義務一切を
承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会
社法施行規則第 200 条第 5 号）

別添のとおりです。

6. 本合併に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2026 年 7 月 1 日（予定）

7. その他の本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

2025年12月25日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
サッポロホールディングス株式会社
代表取締役社長 時松 浩

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
サッポロビール株式会社
代表取締役社長 時松 浩

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社/会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく書面)

(吸収合併消滅会社/会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく書面)

1. 合併契約の内容に関する事項

サッポロホールディングス株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）及びサッポロビール株式会社（以下「吸収合併消滅会社」という）との間で2025年12月24日に締結した吸収合併契約書の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社は吸収合併存続会社の完全子会社であるため、本合併に際し、合併対価の交付を行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収合併存続会社は、サッポログループマネジメント株式会社（存続会社の100%出資子会社）との間で吸収合併存続会社を吸収合併存続会社とする吸収合併契約を2024年11月12日に締結し2025年1月1日に合併しております。

吸収合併存続会社は、ひかり味噌株式会社との間で吸収合併存続会社が神州一味噌株式会社に対して有する貸付金債権の譲渡に関する債権譲渡契約を2025年2月21日に締結しております。

吸収合併存続会社は、ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社（吸収合併存続会社の100%出資子会社）との間で吸収合併存続会社を吸収分割承継会社とする吸収分割契約を2025年11月12日に締結しております。なお、かかる吸収分割の効力発生日は2026年1月1日を予定しております。

吸収合併存続会社は、2025年11月12日の取締役会にて以下のとおり株式分割を行うことを決議しております。

株式分割の割合：普通株式1株につき5株の割合

株式分割日：2026年1月1日

吸収合併存続会社は、サッポロ不動産開発株式会社（吸収合併存続会社の100%出資子会社。以下「SRE」という）並びにKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P. 及びPAG インベストメント・マネジメント株式会社またはそれぞれの関係者が助言若しくは運営するファンドが共同で出資するSPARK 合同会社（以下「SPARK」という）との間でSPARKがSREに対して出資することなどを含む一連の取引に関する契約（以下「本件取引契約」という）を2025年12月24日に締結しております。本件取引契約に基づき、第一回のクロージング（2026

年6月1日を予定)においては、SPARKがSRE株式の議決権51.0%を保有することになります。また、第二回のクロージング(2028年6月1日を予定)においては、SPARKがSRE株式の議決権29.0%を追加的に保有することになります。さらに、第三回のクロージング(2029年6月1日を予定)においては、その時点で吸収合併存続会社の保有するSRE株式の議決権の全てをSPARKに対して異動させることを予定しております。

6. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収合併消滅会社は、株式会社シャトレゼホールディングスとの間で吸収合併消滅会社の勝沼ワイナリー事業の譲渡に関する契約を2024年7月31日に締結し、2025年5月1日に譲渡しております。

吸収合併消滅会社は、株式会社ブルボンとの間で吸収合併消滅会社的那須工場の土地・建物・生産設備等の固定資産の譲渡に関する契約を2024年12月25日に締結し、2025年3月31日に譲渡しております。

吸収合併消滅会社は、2025年12月22日の臨時株主総会にて吸収合併存続会社(吸収合併消滅会社の完全親会社)に対して配当を行うことを決議し、2025年12月26日に配当実施を予定しております。

吸収合併消滅会社は、2025年12月24日付で、SREとの間で、SREを吸収分割会社、吸収合併消滅会社を吸収分割承継会社とし、SREの銀座エリア及び札幌エリアの各エリアにおける、サッポログループが行う酒類事業の発展及びそのブランドの価値向上を目的とした不動産活用施策に係る土地及び建物(以下「本承継対象不動産」といいます。)に係るものに限る。)の企画・推進並びに本承継対象不動産の所有及びそれに伴う関係者対応に係る事業に関して有する権利義務の一部を吸収合併消滅会社へ承継させる旨の吸収分割契約を締結しております。なお、かかる吸収分割の効力発生日は2026年3月1日を予定しております。

また、吸収合併消滅会社は、2025年12月24日付で、SREとの間で、SREを吸収分割会社、吸収合併消滅会社を吸収分割承継会社とし、SREの恵比寿エリアにおける、サッポログループが行う酒類事業の発展及びそのブランドの価値向上を目的とした不動産活用施策（恵比寿ガーデンプレイスに係るものに限る。）の企画・推進並びに当該不動産の所有及びそれに伴う関係者対応に関して有する権利義務の一部を吸収合併消滅会社へ承継させる旨の吸収分割契約を締結しております。なお、かかる吸収分割の効力発生日は2026年3月1日を予定しております。

7. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日以後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ予測されておられません。したがって、本合併の効力発生日後における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

8. 事前備置開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上



吸収合併契約書

サッポロホールディングス株式会社（以下「甲」という。）とサッポロビール株式会社（以下「乙」という。）は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併を行う。

第2条（商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、次のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

商号：サッポロホールディングス株式会社

住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 1 号

(2) 乙：吸収合併消滅会社

商号：サッポロビール株式会社

住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 1 号

第3条（本合併に際して交付する株式および割当てに関する事項）

甲は、乙の全株式を所有しており、本合併に際して、乙の株主に一切の対価を交付しない。

第4条（資本金および準備金の額に関する事項）

甲は、本合併に際して資本金および準備金の額を増加しない。

第5条（本合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2026年7月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲および乙で協議のうえ、その期日を変更することができる。

第6条（手続き）

甲および乙は効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

第7条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良な管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行ならびに一切の財産の管理および運営を行う。また、甲および乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき又は相手方が前条の確約に反する状態であることが判明したときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲および乙が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本契約書1通を作成し、甲および乙は記名押印の上、甲が原本を保管し、乙は写しを保管するものとする。

2025年12月24日

(甲)

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 1 号
サッポロホールディングス株式会社
代表取締役社長 時松 浩



(乙)

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 1 号
サッポロビール株式会社
代表取締役社長 時松 浩



第22期事業年度

2024年1月1日から
2024年12月31日まで

事業報告

附属明細書

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

附属明細書

会計監査人監査報告書

監査役監査報告書

サッポロビール株式会社

事業報告

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

I. 当該会社の現況に関する重要な事項

1. 事業の経過及び成果

当期は、国内酒類事業において売上収益 2,730 億円（前期比 47 億円）、事業利益 164 億円（前期比 22 億円増）となり、海外酒類事業においては、売上収益 943 億円（前期比 57 億円増）、事業利益 3.8 億円（前期比 7 億円増）という結果になりました。

その中で、サッポロビール単体においては、原材料高騰・物価上昇などの影響等もありましたが、ポートフォリオの組み換えによる収益力の向上を目指して参りました。ターゲットコントロールの観点では、計画に対して新ジャンルが想定以上に市場に残ったことによる影響が大きく起因したことで、ビール構成比 77.9%（計画比 98.6%）となり、その影響で比例利益単価、ビール缶売上収益も計画未達の結果となりましたが、構造改革やコストコントロールを進めたこと、ビール缶が総需要を上回る成長を遂げたことも起因し、その結果、売上収益 2,677 億円（前期比 40 億円増）、事業利益 158 億円（前期比 109 億円）となりました。

●ビールテイスト・RTD事業

当期は、2023年10月の酒税税率改正を踏まえ、「ビール強化」「RTD強化」により一層注力しました。

日本国内のビール類総需要は前期比 97.3%（推定値）でしたが、当社の販売量は前年比 100.0%、計画比 101.2%となりました。ブランド別の状況では、売上数量において「サッポロ生ビール黒ラベル」総缶で前年比 119.7%、「エビスビール」総缶が 102.2%と主力ブランドが伸長。「サッポロラガービール」瓶は前年比 121.0%やサッポロクラシック計は前年比 107.3%と年初計画を達成したこともあり、ビールカテゴリ合計（全容器計）の売上では前期比 107.0%となりました。

RTDの総需要は前期比 104.9%（推定値）に対して当社の売上数量は前期比 107.2%と4期連続過去最高売上を記録するも、計画比は 96.7%であり、これらは、市場におけるリーズナブルカテゴリーへのニーズの高さから、中高価格帯商品の計画未達が一因として考えられるものの、主力ブランドである「濃いめブランド」の販売強化を行った結果、昨年発売した「サッポロ 濃いめのグレフルサワー」も含め前期比 116.5%と伸長、「サッポロ 男梅サワー」も前期比 104.7%となり成長を牽引しました。

●ワイン・スピリッツ事業

洋酒事業は、ウィスキー類の市場総需要が前期比 102.5%（推定値）の中、当社の売上数量は前期比 97.0%となりましたが、売上収益では前年比 110.1%、計画比 125.9%と大きな成長を遂げました。これは、基幹ブランド「デュワーズ」における高額商品の拡販強化やバカルディ商品の価格改定等が奏功したことによるものです。

和酒事業においても、焼酎の市場総需要が前年比 96.7%（推定値）と縮小する中、当社の売上数量は前年比 100.0%であり、売上収益は前年比 103.5%、計画比 116.3%と健闘しました。甲乙混和焼酎「こくいも」ブランドの原料調達に一時的な逼迫があったにもかかわらず、前年比 102.0%と市場を上回るトレンドを維持できたことも起因し、この結果につながりました。

一方、ワイン事業は、市場総需要が前年比 96.9%（推定値）に対し、当社の売上数量は前年比 73.7%となり、売上収益は前年比 86.8%、計画比は 95.4%と厳しい結果となりました。円安加速による為替市場の影響や、SKU最適化、国内デイリーワイン販売終了といった構造改革

の影響が大きく作用したことが要因としてあげられます。しかし、輸入ワインでは市場の需要を捉え前年比を大きく上回る重点ブランドもあり、国内ワインの「グランポレール」も前年比106.6%と健闘しました。また、期中には製造拠点の統廃合についても意思決定を行い、これらの取り組みは、厳しい市場環境下での収益力向上と持続可能な事業体制構築に向けた重要な一歩となりました。

●輸出事業（APAC・欧州事業部）

当期は、東アジアと ASEAN を重点エリアと位置づけ、厳しい市場環境の中で売上収益を前期比148.3%、計画比118.9%と大幅に成長させました。この成長は、「強いディストリビューター網の構築」と「重点エリアを中心としたリソース投下」という戦略的アプローチによって実現されました。

売上ボリュームの大きい韓国市場では、TVCM等のマーケティング投資と OFF 市場での営業強化により、輸出事業全体の売上増を牽引する顕著な成長を遂げました。また、香港・シンガポール・マレーシアにおいては、Carlsberg 社との協働により「SAPPORO PREMIUM」ブランドの成長拡大を実現し、市場浸透を果たしました。

欧州市場においては、製造委託先の見直しを通じて原価・物流費の低減を図り、将来の成長に向けた事業基盤の確立に取り組みました。これらの戦略的な取り組みが、大幅な売上収益の増加につながり、当社の輸出事業の持続的な成長と収益力向上に寄与しました。

●事業継続のための基盤強化

サステナビリティ戦略の観点では、『「お酒を通じた楽しさ、豊かさ」を届け続けるために、社会とともに実現する』をテーマに様々な取り組みを進めました。結果として、温室効果ガス排出削減目標で SBT 認定の取得（FLAG 関連排出目標は国内初の認定）や環境面、品質面において優れた世界初の次世代大麦「Dual-S 大麦」の開発を実現しました。また、2024年2月の飲酒ガイドライン（厚労省）の発出を受け、生産拠点および営業部門に対する説明会等も実施しました。

BX 推進・IT マネジメントの観点では、積年の課題ともいえる IT システムの最適化・基幹システム再構築について具体的な検討を推進しました。それに紐づき個別機能の見直しも図り、システム関連コスト削減（抑制）においても大きな成果を得ました。

人財戦略の観点では、「持続可能で効率的な体制の実現」を掲げ、組織・営業拠点の最適化や、人員総数のコンパクト化、評価・役割任免等の適切な運用等について取り組みを強化しました。

2. 対処すべき課題

国内酒類事業は更なる収益力強化が課題であり、2018年の事業利益率2.5%から、2024年は6.0%を達成したものの、中長期視点では2030年までに10%以上の達成を目指します。そのために、以下の内容を重点テーマと位置づけ取り組むとともに、インオーガニックな成長戦略についても、大胆な投資や外部との提携・M&Aも視野に検討をしていきます。

また、長期的観点での市場の変化も見据えノンアルコール開発体制も強化します。

【事業】

・ビール・RTD 事業の成長

ビール事業は2025年に実施する価格改定の効果による増益分の一部を黒ラベル、エビスへの

ブランド投資に回し、中長期的な成長加速を目指します。
 RTD 事業は新しい市場創出と利益額拡大に向け、開発体制を強化します。
 また、2025 年はリーズナブルカテゴリーへ注力し、売上拡大を最優先に取り組みます。
 更に、価格改定効果も利益に回し、ブランド利益額・率の改善を図ります。

・酒類事業の構造改革

より効率的かつ生産性の高い体制構築の為に、製造部門や営業部門の構造改革を推進します。
 また、組織全般に関する構造改革も検討し、コンパクトな組織に変えていくことで、社員 1 人あたりが生み出す事業利益額の引き上げに向けて取り組んで参ります。

【基盤】

・サステナビリティ戦略

全ての事業が提供する時間と空間で、人々と地域社会の Well-being への貢献に取り組んで参ります。

- 環境との調和：脱炭素社会、循環型社会並びに自然共生社会の実現に取り組みます
- 社会との共栄：地域との共栄、健康価値の提供並びに責任ある飲酒の推進に取り組みます。
- 人財の活躍：多様な人財の活躍に向けた取り組みを推進します
- さらに、持続可能なサプライチェーン構築並びに安全な製品、施設の提供に取り組みます。

・BX 推進・IT マネジメント戦略

- IT システム最適化：2027 年以降を見据えた基盤システム全般の最適化の検討・実行を推進します。さらに、ルール化された投資判断基準をもとにモニタリング体制も強化します。
- 生成 AI：当社独自の生成 AI 環境を構築し全社に展開。業務効率化に繋がります。
- デジタル人財の育成：ビジネスプロセスの変革に繋がる取り組みが出来る人財育成施策を検討します。

・人財戦略

多彩な“らしさ”を輝かせ、未来をカイトクするイノベーション集団を目指し、DE&I の徹底推進、強みを活かした人財の活躍、挑戦を喚起するイノベーションを実現する風土醸成、ワークエンゲージメント向上をテーマに、様々な施策実施を検討します。また、更なる生産性向上のため「人的資本経営方針検討PJ」を始動し、抜本的な変革も検討します。

以上、理念体系に基づいて、お客様の課題、社会課題を解決する「いちばん星マーケティング」のもと、圧倒的な「プレミアム価値」「リーズナブル価値」を追求し、新しいお酒の魅力をカイトクし「お酒と人との未来を創る」ことへの挑戦を継続して参ります。

3. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2024 年 12 月 31 日現在）

(1) 本店及び主要な営業所及び工場

①本店 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 1 号

②拠点

②—1 (14)

名 称	名 称
北海道本部	広域外食本部（東京）
広域流通本部（東京）	東日本本部（宮城・埼玉）
東日本流通本部（宮城・埼玉）	首都圏本部（東京）

首都圏流通本部（東京）	東海北陸本部（愛知）
東海北陸流通本部（愛知）	近畿圏本部（大阪）
近畿流通本部（大阪）	西日本本部（広島・福岡）
西日本流通本部（広島・福岡）	法人統括部（東京）

②-2 工場 (9)

名 称	名 称
北海道工場	静岡工場
仙台工場（宮城）	九州日田工場（大分）
那須工場（栃木）	岡山ワイナリー
群馬工場	グランポレール勝沼ワイナリー（山梨）
千葉工場	

②-3 研究所等 (5)

名 称	名 称
価値創造フロンティア研究所（静岡）	原料開発研究所（群馬）
商品・技術イノベーション部（静岡・神奈川）	サッポロ技術アカデミー（静岡）
技術開発部（静岡）	

2) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
1828	-28	42.27 ^歳	17.48 ^年

(注) 出向者を除いて記載しております。尚、平均勤続年数は旧サッポロビール(株)（現サッポロホールディングス(株)）からの勤続年数を含んでおります。

4. 会計監査人の状況

- (1) 名 称 EY 新日本有限責任監査法人
(2) 過去2年の処分の内容 なし

5. 親会社との間の取引に係る事項

- (1) 株式会社の利益を害さないように留意した事項
当社は、当社と親会社との取引に関しては、全て、当社と第三者との取引における価格等の条件と同等の条件で行っている。
- (2) 株式会社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
当社は、当社と親会社との取引に関しては、全て、当社と第三者との取引における価格等の条件と同等の条件で行っているため、当社取締役会は、当該取引が当社の利益を害することはないと判断している。

II. 内部統制システム構築の基本方針

会社法 362 条 4 項 6 号ならびに会社法施行規則 100 条 1 項及び 3 項に定める「株式会社の業務ならびに企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、下記の通り基本方針（以下「内部統制システム構築の基本方針」という。）を定めています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法 362 条 4 項 6 号、会社法施行規則 100 条 1 項 4 号）

- ① 取締役会は、法令、定款、および「取締役会規程」の定めるところにより、経営管理の意思

決定機関として、法定事項ならびに経営方針その他業務執行上の重要事項を決定あるいは承認し、相互に取締役の職務の執行を監督することで、法令・定款に反する行為を未然に防止する。

- ② サッポログループのすべての役員・使用人に確かな倫理観にもとづく行動を促す規範としてサッポロホールディングスが定めた「サッポログループ企業行動憲章」及び「サッポログループサステナビリティ方針」に則り、総務部を事務局として、サッポロホールディングス法務部門と連携して、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。また、サッポロホールディングスが規定した「サッポログループ企業倫理ホットライン」により、不正行為の防止及び早期発見を図る。
- ③ サッポログループにおいて業務執行ラインから独立した内部監査組織であるサッポロホールディングス監査部門が、業務全般を対象に法令・定款・社内規程の遵守状況について監査を行う。代表取締役社長は、その内部監査の報告をもとに、関係部門に改善の指示を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則 100条1項1号)

- ① 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理のため、次の文書（電磁的記録を含む）を関係法令並びに関連する社内規程に従って適切に保存及び管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - 1) 株主総会議事録・取締役会議事録・経営会議議事録および関係資料
 - 2) 稟議書および付属書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ② その他の重要書類の保管・管理については、所管部門において、関係法令等に則って管理・保管方法等を規程に定める。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(会社法施行規則 100条1項2号)

- ① 業務執行上の重要な意思決定ないし事業遂行等に内在するリスクは、経営会議において管理することとし、同会議における審議・報告事項等に対して、経営企画・経理・法務等の管理部門がそれぞれ想定されるリスクを分析し、同会議に必要な報告を行う。
- ② リスクマネジメント担当取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会では、「危機管理マニュアル」「激甚災害対策マニュアル」等の整備・啓発、具体的危機案件の処理、リスクマネジメントに関する調査などを管理・運営すると同時に、有事の危機管理を行う。また、品質事故予防の観点から安全対策と品質保証体制の整備・徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とする品質保証委員会を設置し、対策と予防の両面からのリスク管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則 100条1項3号)

- ① 取締役会は、代表取締役、取締役社長および役付役員（副社長、専務、常務等）を選定するほか経営計画を効率的に達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。
- ② 代表取締役社長が議長を務める経営会議を設け、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し意思決定を行う。

- ③ 経営会議は、環境変化に対応した経営ビジョンと目標を定めた中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、取締役会の承認を得る。
- ④ 業務執行における責任体制を確立し、業務を円滑かつ効率的に行わせるため、職制・組織、業務分掌、権限等に関する基準を「処務規程」に定め、付則として業務分掌は「業務分掌規程」に、権限については決裁権限表に、それぞれ基準を定める。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法 362 条 4 項 6 号、会社法施行規則 100 条 1 項 5 号）

- ① 子会社の取締役や使用人から定期的に職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を確保する。
- ② 取締役会は、当社グループ全体における業務の適正を確保するための体制として、本基本方針第 1 項、第 3 項、第 4 項の各方針を定めるものとし、子会社に対して、これらの基本方針に則ってそれぞれの取締役会等において必要な体制を整備させるものとする。
- ③ 子会社に対する管理担当部署は「サッポロビールグループ企業管理運営規程」に基づいて子会社の業務執行管理を行うこととし、また当社グループ全体にかかる重要な事項については、経営会議および付属する各種委員会、役員掲示板において協議・報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および同使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則 100 条 3 項 1 号、2 号、3 号）

- ① 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを置く。
- ② 監査役スタッフを置く場合には、当該スタッフの人事、評価に関しては監査役の意見を尊重するなど、当該スタッフの取締役からの独立性を確保するとともに、監査役の当該スタッフに対する指示の実効性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則 100 条 3 項 4 号、5 号）

- ① 監査役は、取締役や使用人から次の事項につき報告を受けるものとする。
 - 1) 定期的に報告を受ける事項
 - ・ 経営、事業および財務の状況、リスク管理およびコンプライアンスの状況
 - 2) 臨時に報告を受ける事項
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、その他経営にかかる重要な発生事実
 - ・ 取締役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
- ② 上記①の報告を受けるため、その他監査役が取締役の職務遂行状況を把握するため、取締役会への監査役の出席、経営会議への常勤監査役の出席、稟議書等の業務執行にかかる重要な書類の閲覧、その他取締役および使用人が監査役に報告を行う体制を確保する。
- ③ 子会社の取締役、監査役、使用人、またはこれらの者から上記①の報告を受けた者が監査役に報告する体制を確保する。
- ④ 監査役に上記①の報告を行った者が不利な取り扱いを受けない体制を確保する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則 100 条 3 項 6 号、7 号）

- ① 取締役は、取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ② 代表取締役との定期的な会合の開催、子会社取締役・監査役、監査部門からの報告の聴取、会計監査人との定期的な意見交換など、監査役が必要な情報収集を行える体制を確保する。
- ③ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務につき、これを会社が負担するにあたっての方針を定める。

Ⅲ. 反社会的勢力排除に向けた体制に係る基本方針

1. サッポログループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、一切の関係を遮断することを行動規範とし、徹底する。
2. 本基本方針のもと、反社会的勢力・団体に関する対応統括部署を定め、不当要求防止責任者を設置するとともに、サッポロホールディングスと連携しながら、反社会的勢力を排除する体制の整備・強化を図る。

Ⅳ. 財務報告の信頼性を確保するための体制に係る基本方針

当社は、組織の業務全体に係る財務情報を集約した財務報告の信頼性を確保するために、グループとして定められた「サッポログループ財務報告に係る内部統制基本方針」「サッポログループ財務報告に係る内部統制管理規程」に基づいて、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用を行うものとしております。

Ⅴ. 内部統制システムの運用状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程にて、取締役会における取締役の職務執行に対する監督機能等を明確に定め、取締役に周知を図っています。

グループ企業行動憲章をはじめとしたグループ基本方針やグループ基本規程について、社内イントラネットへの掲載やミニブックの配布等で全従業員に周知を図っています。グループ企業行動憲章や重要法令遵守に関するeラーニング・eブック学習・ケースブック勉強会等を実施しました。また、一部事業場では、廃棄物監査を行い、重大な指摘事項は無く、適正な処理を実施していることを確認しました。

内部通報制度である企業倫理ホットラインについて、社内イントラネットへの掲載、ミニブックの配布、ポスター掲示等で全従業員に周知を図るとともに、通報案件に確実に対応しました。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」と「激甚災害・BCP対応マニュアル」等を制定し、社内イントラネットに掲載して周知を図っています。また、リスク案件に対しては、「危機管理規程」に基づき、リスクマネジメント委員会が中心となり確実に対応しています。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会にて経営計画を策定するとともに、経営計画に基づく業務報告は取締役会にて四半期ごとに行いました。また、親会社であるサッポロホールディングスに対して、サッポロホー

ルディングスグループ事業戦略会議において進捗状況を報告しました。

取締役会にて経営上の重要な意思決定を行うため、「取締役会規程」で付議事項を詳細に定め周知を図るとともに、それに該当する事項は取締役会で決議を行いました。また、取締役会付議事項以外の重要事項は、経営会議と稟議で決裁を行うことを「処務規程」の決裁権限表に定め、それに従い決裁を行いました。

4. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ基本規程である「サッポログループ企業管理運営規程」を遵守しています。具体的には、「サッポログループ企業管理運営規程」の定めでサッポロホールディングスが親会社として事前に決裁すべき重要な意思決定事項と定められた事項について、サッポロホールディングスにて決裁を行うとともに、「サッポログループ企業管理運営規程」で義務付けられているサッポロホールディングスに対する月次の決算報告・活動状況等の報告を確実に行いました。また、前述のとおり、コンプライアンス、リスクマネジメント、コーポレートガバナンスに関する体制を構築していますが、親会社であるサッポロホールディングスにこれらの運用状況の報告を行いました。

当社グループの「サッポロビールグループ企業管理運営規程」に則り、子会社のイントラネット等に掲載し当社グループ全体で周知を図りました。それに従い、当社が決裁すべきと定められた子会社の重要事項について子会社と協力して意思決定を行うとともに、報告事項の報告を受けました。また、子会社のコンプライアンス、リスクマネジメント、コーポレートガバナンスに関する体制構築の指導を行うとともに、年末に子会社の内部統制体制構築状況の確認を行いました。

以上

第22期

(2024年1月1日から 2024年12月31日まで)

計 算 書 類

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

サッポロビール株式会社

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	87,277	流動負債	96,458
現金及び預金	1,092	買掛金	15,702
受取手形	10	短期借入金	9,367
売掛金	59,446	未払酒税	29,263
有価証券	30	未払消費税等	4,693
商品	5,354	未払金	12,963
製品	4,809	未払費用	11,038
半製品	2,885	未払法人税等	5,503
原材料	6,980	預り金	4,679
貯蔵品	689	貸出容器保証金	1,583
前払費用	784	賞与引当金	1,330
未収入金	3,552	その他の流動負債	333
未収法人税等	13		
短期貸付金	278	固定負債	89,551
その他の流動資産	1,376	長期借入金	55,400
貸倒引当金	△ 26	受入保証金	32,997
固定資産	136,721	繰延税金負債	415
有形固定資産	55,538	その他の固定負債	738
建物	17,323		
構築物	2,415	負債合計	186,010
機械及び装置	11,218	(純資産の部)	
車両運搬具	25	株主資本	25,820
工具器具備品	929	資本金	10,000
土地	22,484	資本剰余金	16,217
建設仮勘定	1,141	資本準備金	2,500
無形固定資産	507	その他の資本剰余金	13,717
ソフトウェア	374	利益剰余金	△ 396
施設利用権	58	その他利益剰余金	△ 396
借地権	75	圧縮積立金	471
営業権	0	繰越利益剰余金	△ 867
投資その他の資産	80,675	評価・換算差額等	12,167
投資有価証券	27,531	その他有価証券評価差額金	12,167
関係会社株式・出資金	29,061		
長期貸付金	18,881	純資産合計	37,988
長期前払費用	312	負債及び純資産合計	223,998
前払年金費用	3,621		
その他の投資	2,126		
貸倒引当金	△ 860		
資産合計	223,998		

損益計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	267,733	
売上原価	185,438	
売上総利益		82,294
販売費及び一般管理費	71,504	
営業利益		10,790
営業外収益		5,472
受取利息及び配当金	2,915	
為替差益	1,725	
出資金運用益	650	
その他の収益	180	
営業外費用		964
支払利息	713	
早期退職関連費用	143	
その他の費用	107	
経常利益		15,298
特別利益		13,887
固定資産売却益	25	
投資有価証券売却益	13,861	
特別損失		34,290
固定資産除売却損	1,228	
投資有価証券売却損	13	
投資有価証券評価損	4	
関係会社株式評価損	33,044	
税引前当期純損失(△)		△ 5,103
法人税、住民税及び事業税		7,353
法人税等調整額		△ 504
当期純損失(△)		△ 11,952

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計
		資本 準備金	その他の 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					圧縮 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000	2,500	13,717	16,217	582	12,527	13,110	39,328
当期変動額								
剰余金の配当						△ 1,554	△ 1,554	△ 1,554
当期純利益						△ 11,952	△ 11,952	△ 11,952
圧縮積立金の 取崩					△ 111	111	—	—
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 111	△ 13,395	△ 13,507	△ 13,507
当期末残高	10,000	2,500	13,717	16,217	471	△ 867	△ 396	25,820

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計	
当期首残高	20,941	3	20,944	60,272
当期変動額				
剰余金の配当				△ 1,554
当期純利益				△ 11,952
圧縮積立金の 取崩				—
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純額）	△ 8,773	△ 3	△ 8,776	△ 8,776
当期変動額合計	△ 8,773	△ 3	△ 8,776	△ 22,283
当期末残高	12,167	—	12,167	37,988

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっています。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のものは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっています。

(3) デリバティブ

時価法によっています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・製品・半製品・原材料及び販売用貯蔵品

総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

(2) 製造用貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法を採用しています。

また、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当期に帰属する部分の金額を計上しています。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法は給付算定式基準を採用しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により償却しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から償却しております。

5. 収益認識

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）を適用しており、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における各履行義務に配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依りて）収益を認識する。

当社はビール・発泡酒、国内ワイン、その他の酒類の製造・販売をしております。主に小売業及び卸売業を営む企業を顧客としており、このような販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が製品の販売に係る販売方法や価格の決定権を有するため、その時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足時点である製品の引き渡し後、概ね3カ月以内に支払を受けています。

なお、販売数量や販売金額などの一定の目標の達成を条件とした販売促進費（以下、達成リベート）などを付けて販売される場合があります。その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価から達成リベートなどの見積りを控除した金額で算定しております。達成リベートなどの見積りは過去の実績などに基づく最頻値法を用いており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

また、販売協力金など、当社が顧客に対して支払を行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払であり、かつ公正価値を合理的に見積れない場合は、取引価格からその対価を控除し、収益を測定しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

手段 為替予約

対象 外貨建輸入取引、外貨建輸出取引

(3) ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「市場リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクを軽減することを目的に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約においては、振当処理の要件を満たすものについては振当処理を行っているため有効性の事後評価を省略しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

II. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前） 6, 2 2 1 百万円

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。
2. 担保に供している資産
該当する事項はありません。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 2, 037百万円
長期金銭債権 18, 822百万円
短期金銭債務 12, 779百万円
長期金銭債務 55, 469百万円
4. 有形固定資産の減価償却累計額 243, 358百万円
5. 債務保証
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。
サッポロ安曇野池田ヴィンヤード株式会社 13百万円
SAPPORO USA, INC. 3, 210百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。
2. 関係会社との取引高
売上高 2, 519百万円
仕入高 5, 831百万円
販売費および一般管理費 19, 503百万円
営業外取引高 2, 623百万円

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数 200, 000株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額等
2024年3月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
普通株式の配当に関する事項
(イ) 配当金の総額 1, 554百万円
(ロ) 1株当たりの配当額 7, 773円
(ハ) 基準日 2023年12月31日
(ニ) 効力発生日 2024年 3月29日

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
該当する事項はありません。

「(1)投資有価証券」には含めておりません（注2）参照）。また、現金及び預金、売掛金、1年内回収予定の長期貸付金、買掛金、短期借入金、未払酒税、未払金、1年内返済予定の長期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1)投資有価証券(*2)	25,900	25,900	-
(2)長期貸付金 貸倒引当金	18,881 (25)		
	18,855	18,855	-
(3)デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用 されているもの	-	-	-
(4)長期借入金	(55,400)	(55,400)	-

(*1)負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(*2)1年内に満期が到来する有価証券は投資有価証券に含めております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債及び種類株式の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額と同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)長期貸付金

長期貸付金の時価については、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用ス

プレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権の時価については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(3) デリバティブ取引

為替予約の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の内訳

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,660
関係会社株式・出資金	29,061
受入保証金	32,997

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	サッポロホールディングス株式会社	被所有 直接 100.0%	資金貸借関係等	短期借入金の返済	39,222	短期借入金	9,367
				長期借入金の実行	20,400	長期借入金	55,400
				利息の支払	336		

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入については、調達金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	SAPPORO USA INC.	所有 直接 100.0%	資金貸借関係等	長期貸付金の実行	7,902	長期貸付金	18,822
				利息の受取	973	未収利息	531
子会社	SAPPORO CANADA INC.	所有 直接 100.0%	商標権の貸与等	配当金の受取	1,280	未収入金	60

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

IX. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益認識」に同一の内容を記載しており、注記を省略しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	189,942 円 24 銭
2. 1株当たり当期純損失 (△)	△59,763 円 69 銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

第22期

2024年 1月 1日から

()

2024年 12月31日まで

附 属 明 細 書

(会社法第435条第2項に基づく明細書)

サ ッ ポ ロ ビ ー ル 株 式 会 社

目次	頁
1 有形固定資産及び無形固定資産の明細	1
2 引当金の明細	2
3 販売費及び一般管理費の明細	3

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金額の表示単位未満を切り捨てた場合は『0』、金額のない場合は『-』で表示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	当期末償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	17,892	1,993	193	2,369	17,323	70,749	88,072
	構築物	2,654	76	4	311	2,415	23,158	25,574
	機械及び装置	10,447	3,304	38	2,495	11,218	143,797	155,015
	車両運搬具	25	7	0	6	25	90	116
	工具器具備品	804	385	21	238	929	5,563	6,492
	土地	22,482	9	6	-	22,484		22,484
	建設仮勘定	2,749	6,012	7,620	-	1,141		1,141
	合計	57,056	11,789	7,886	5,421	55,538	243,358	298,896
無形固定資産	ソフトウェア	393	111	0	130	374		
	施設利用権	58	-	0	0	58		
	借地権	200	-	125	-	75		
	営業権	15	-	-	15	0		
	合計	668	111	126	146	507		

※ 建物の当期増加額としては、YEBISU BREWERY TOKYO開業に係る投資1,310百万円、などを計上しております。

※ 機械及び装置の当期増加額としては、仙台工場のRTD内製化1,382百万円、千葉工場の物流PLC更新180百万円、YEBISU BREWERY TOKYO開業にかかる投資136百万円などを計上しております。

※ 杉並物流センターの契約満了に伴い、借地権125百万円の当期減少を計上しております。

2. 引当金の明細

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	905	15	34	886
賞与引当金	1,156	1,330	1,156	1,330

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額
販売奨励金及び手数料	827
広告宣伝費	15,106
販促物品費	3,376
運搬費	8,810
従業員給与	8,137
従業員賞与	2,758
賞与引当金繰入額	952
退職給付費用	297
その他人件費	3,451
	6,696
減価償却費	404
研究開発費	1,641
グループ経営分担金	5,013
その他	14,030
合 計	71,504

事業報告に係る附属明細書

(会社法第435条第2項に基づく明細書)

2024年 1月 1日から

2024年12月31日まで

事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。